

経済産業省

20201008資第2号
令和2年10月8日

神恵内村長 高橋 昌幸 殿

経済産業大臣 梶山 弘志

原子力発電環境整備機構による文献調査の実施についての御理解
と御協力について

高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る文献調査について、貴村内でご議論
いただいていることに、深く感謝申し上げます。

戦後日本は、経済発展の過程において、半世紀以上にわたり原子力発電の恩
恵を享受してまいりました。その結果、全国にある原子力発電所では多くの使
用済燃料が発生している中で、高レベル放射性廃棄物の最終処分は、原子力発
電の賛否に関わらず、日本の社会全体で必ず解決しなければならない重要な課
題です。

文献調査は、処分場選定に直結するものではなく、関心を示していただいた
市町村の地質に関する文献・データを調査分析して情報提供することを通じ
て、市町村でこの事業について議論を深めていただくためのものであり、いわ
ば対話活動の一環と考えています。

文献調査後の概要調査地区等の選定に当たっては、特定放射性廃棄物の最終
処分に関する法律（平成12年法律第117号。以下「最終処分法」という。）
第4条第5項に規定されているとおり、「当該概要調査地区等の所在地を管轄
する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重」することと
しており、経済産業大臣として、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反し
て、概要調査地区等の選定を行うことはありません。

結果として、仮に文献調査だけを実施することとなった場合でも、今後の理
解活動の促進や技術的ノウハウ蓄積の観点から、非常に意義があるものと考え

ています。

貴村におかれましては、商工会から提案のあった、文献調査の実施に向けた
請願について、貴村議会において御議論いただき、この度、当該請願を採択
いただくなど、前向きな議論を行っていただいているものと承知しています。
また、経済産業省から原子力発電環境整備機構に対し、貴村の区域での調査の
実施見込みを確認したところ、別紙のとおり、その見込みがある旨の回答を得
ました。

以上を踏まえ、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（平成27年5
月22日閣議決定。）に基づき、下記のとおり申し入れさせていただきますの
で、御検討をお願い申し上げます。

この事業を巡っては、様々な御意見があります。貴村内外での議論において、
御要望がございましたら、いつでも職員を派遣し、説明や情報提供を行うな
ど、積極的に対応していくことをお約束いたします。

（参考）「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」（抄）

第2 概要調査地区等の選定に関する事項

国は、概要調査地区等の選定の円滑な実現に向けた機構による調査の実施そ
の他の活動に対する理解と協力について、その活動の状況を踏まえ、関係地方
公共団体に申し入れるものとする。

記

貴村の区域において、最終処分法第6条第1項に規定する文献調査を実施す
ること。